

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
1	継続	職員研修	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。	環境政策局	環境総務課	推進・研修
2	継続	ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布	外国人や障害者に対して、ごみ減量・分別リサイクルの取組を周知する。	環境政策局	資源循環推進課	多文化 障害のある人
3	継続	有料指定袋制の実施に伴う福祉施策	ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。	環境政策局	資源循環推進課	高齢者 障害のある人
4	継続	誰もが使える観光トイレの充実	誰もが快適に利用できるように、観光トイレ（※）の充実を図る。 ※ 多くの観光客が訪れる場所にある民間トイレ所有者の皆様の御協力を得て、観光客や市民の皆様に関放いただくトイレ	環境政策局	まち美化推進課	障害のある人
5	継続	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	ごみ出しが困難な要介護高齢者等への生活支援として、定期的に収集するごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみ）を自宅の玄関先まで回収に向う。	環境政策局	まち美化推進課	高齢者 障害のある人
6	継続	職員研修	憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。	行財政局	総務課	推進・研修
7	継続	市庁舎等の身体障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修	「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身体障害のある方や高齢者が、より安心して利用することのできる市庁舎を目指す。	行財政局	庁舎管理課	障害のある人
8	継続	職員研修 [人権研修の実施]	人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施するとともに、局区等を会場として人権等の重要テーマに関する研修を実施する。手話に係る研修については、新規採用職員研修、公務員基本理念研修、新任主任級職員研修において、手話や聴覚障害への理解に関する講義を実施する。	行財政局	人事課	推進・研修
9	継続	職員研修 [局区等研修の充実]	局区等が人権等研修を円滑に実施できるよう、研修教材の貸与、相談助言といった支援を行う。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高める。	行財政局	人事課	推進・研修
10	継続	職員研修 [研修教材や研修資料の充実]	研修DVD等の視聴覚教材や研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。	行財政局	人事課	推進・研修
11	継続	記者会見動画への字幕及び手話通訳の挿入	聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。	総合企画局	市長公室 広報担当	障害のある人
12	継続	各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開	すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。	総合企画局	市長公室 広報担当	教育・啓発
13	継続	市民しんぶん視覚障害者版	視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供するため、点字版・文字拡大版・テープ版・テイスジ（CD）版を発行。	総合企画局	市長公室 広報担当	障害のある人
14	継続	インターネットによる情報の発信	すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。	総合企画局	市長公室 広報担当	多文化 障害のある人
15	継続	広報媒体を活用した啓発活動の展開	担当局と連携し、市民しんぶん等において啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。	総合企画局	市長公室 広報担当	教育・啓発
16	継続	生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版	視覚に障害がある方に対して、市政情報を提供する。	総合企画局	市長公室 広報担当	障害のある人
17	継続	災害時多言語電話通訳事業	近年の大規模災害の発生も踏まえ、災害発生時、避難所の運営主体等が外国籍市民等に対応できる体制を整える。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
18	継続	社会見学受け入れ事業 （国際交流協会）	社会見学授業として、国際交流会館の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
19	継続	京都市国際交流・多文化共生審議会の開催	本市の国際的な事業（国際交流、国際協力、多文化共生等）の展開に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べる。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
20	継続	医療通訳派遣事業	外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
21	継続	kokokaオープンティ（国際交流協会）	すべての市民が気軽に利用できる国際交流拠点としての「kokoka（国際交流会館）」を紹介するとともに、外国籍市民等による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
22	継続	国際理解プログラム「PICNIK」 （国際交流協会）	京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
23	継続	世界の絵本展（国際交流協会）	絵本を通して広く異文化に親しむ機会を提供する。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
24	継続	外国人のための住宅支援事業 （国際交流協会）	外国籍市民等が安心した生活を送ることができるよう支援する。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
25	継続	外国人留学生のための就労支援事業（国際交流協会）	留学生向けの就職説明会に広報面等での協力を行う。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
26	継続	インターネットによる情報発信事業（国際交流協会）	外国籍市民等に生活に必要な情報を提供する。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
27	継続	外国籍市民総合相談窓口の運営	外国籍市民等からの相談に対して、多言語で適切な窓口案内等を行う。また、行政サービスの利用や手続等について、通訳支援を行う。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化
28	継続	ボランティア活動育成事業（国際交流協会）	kokokaボランティアの組織化及び活動の充実を図る。	総合企画局	国際交流・ 共生推進室	多文化

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
29	継続	ハイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応	外国籍市民等が安心、安全に暮らせる社会の実現を目指す。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
30	継続	地域・多文化交流ネットワーク促進事業	多様な文化的背景を持つ人々と地域住民との交流を促進する。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
31	継続	多言語情報発信サポート事業	外国籍市民等に分かりやすい情報提供を行う。	総合企画局	国際交流・共生推進室	多文化
32	継続	文化芸術による共生社会実現に向けた基盤づくり事業	文化芸術により社会課題や困難の緩和につなげ、共生社会（誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を認め合える社会）を実現するための基盤をつくる。	文化市民局	文化芸術企画課	共通（啓発）
33	継続	「真のワーク・ライフ・バランス」の推進	「真のワーク・ライフ・バランス」に積極的に取り組む企業の実例をホームページや民間情報誌等を活用して広く発信するなど好事例の周知に努め、取組の「見える化」等を進める。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり
34	継続	男女共同参画推進計画の推進	男女共同参画社会の実現するため、男女共同参画推進計画に基づき、重点分野である「DV対策」及び「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめとした様々な事業を計画的に実施する。	文化市民局	共生社会推進室	男女
35	継続	男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営	男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した啓発活動や男女共同参画に関する講座等を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	男女
36	継続	DV対策事業	DV被害の相談をはじめ、被害者の自立に向けた多様な支援を実施する。 DV相談支援センターの運営やウィングス京都での相談事業をはじめ、民間シェルター事業者への補助や、DVシンポジウム・広報啓発など、DV根絶に向けて様々な取組を行う。	文化市民局	共生社会推進室	男女
37	継続	男女共同参画苦情等処理制度	本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。	文化市民局	共生社会推進室	男女
38	継続	市の附属機関等における女性委員の登用の推進	政策の立案から決定までの過程における男女共同参画の推進を図るため、事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、女性委員の登用促進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	男女
39	継続	女性の活躍推進事業	これまで、京都における女性活躍を加速化させるため、平成27年3月に経済団体、労働団体、行政等が連携したオール京都体制で、「輝く女性応援京都会議」を発足し、同会議において策定した「京都ウーマンスペース」を拠点として、企業の行動計画の策定支援や企業の枠を超えた人材育成研修など、各事業を展開してきた。 令和5年度は、コロナ下で不安や困難を抱える女性を対象とした相談窓口の運営と居場所づくり（ピアサポート）等による支援及び女性の就業支援を引き続き実施し、誰もがあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向けて取り組む。	文化市民局	共生社会推進室	男女
40	継続	市民活動総合センターの管理・運営	NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。	文化市民局	地域自治推進室	共通
41	継続	事前登録型本人通知制度の運用	第三者による住民票の写しや戸籍全部事項証明書等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため、「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努める。	文化市民局	地域自治推進室	同和問題 高度情報化社会における人権尊重
42	継続	犯罪被害者支援策の推進（支援対策）	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減のため、ワンストップ窓口の設置、生活困難者への生活資金給付等の日常生活支援、住居の提供、心のケア等、被害直後から中長期にわたる支援対策を推進する。	文化市民局	くらし安全推進課	犯罪被害
43	継続	犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育）	犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、「いのちを紡ぐ（つむ）ぐ週間」や「犯罪被害者週間」等あらゆる機会を捉えて、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援について発信し、市民や事業者の理解を深め、支え合う意識の醸成につなげる。 学校と連携し、中高生を対象とした「いのちを考える教室」（犯罪被害者遺族による講演）を開催する。	文化市民局	くらし安全推進課	犯罪被害
44	継続	「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革	平成21年3月に提出された「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。	文化市民局 都市計画局	共生社会推進室 すまいまちづくり課	同和問題
45	継続	「人権ゆかりの地」の発信	京都市内に数多く存在する名所・旧跡を「人権ゆかりの地」として紹介する案内マップを作成、本市ホームページに公開し、人権の視点から見た京都の魅力を国内外に広く発信する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
46	継続	SNSを活用した情報の発信	人権に関する情報を、更に多く、よりタイムリーに発信するため、主に若年層をターゲットとして、SNSを活用して情報を発信する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
47	継続	人権擁護委員による特設人権相談の実施	京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する。	文化市民局	共生社会推進室	相談・救済
48	継続	人権啓発サポート制度	市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を支援する。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり 教育・啓発
49	継続	京都市人権レポートの発行	「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図るため、「京都市人権文化推進計画」に基づく事業報告書を、共生社会推進室が発行する人権総合情報誌「きょう☆COLO R」に年1回掲載する。	文化市民局	共生社会推進室	進行・評価
50	継続	「人権相談ナビ」の配備	相談窓口についての既存のチラシやリーフレットをまとめた「人権相談ナビ」を活用し、人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口相談ができるよう、相談・救済に係る機関、制度等の周知を図る。「人権相談ナビ」は市民からの相談が想定される区役所等の所属に備え付けており、職員が市民への適切な窓口を案内する際に活用する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
51	継続	世界人権問題研究センター「人権大学講座」	人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
52	継続	京都人権啓発行政連絡協議会への参画	京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方事務局、京都労働局、京都府等により構成）に参画し、人権擁護思想の普及・高揚のための啓発活動を推進する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発 相談・救済
53	継続	人権擁護委員との連携及び活動の支援	市民に対する人権啓発や人権相談・救済を効果的に行うためには人権擁護委員との連携が不可欠であるため、人権擁護委員との連携及び活動の支援を行う。	文化市民局	共生社会推進室	相談・救済

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
54	継続	京都市人権文化推進懇話会の運営	人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。	文化市民局	共生社会推進室	進行・評価
55	継続	人権文化推進会議による庁内の連携充実	本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。	文化市民局	共生社会推進室	推進・研修
56	継続	人権啓発パネル展の開催	多数の市民が訪れる地下街等において、人権啓発パネルを展示することにより、広く市民に人権に関する情報を発信する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
57	継続	人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営	市民に対して同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発施設として、人権資料展示施設「ツラッティ千本」及び「柳原銀行記念資料館」を運営する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
58	継続	人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行	市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
59	継続	人権啓発活動補助金の交付	市民（団体）が自主的に行う啓発活動に対し補助金を交付することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
60	継続	京都人権啓発推進会議への参画	京都人権啓発推進会議（京都府、京都府人権擁護委員連合会、京都市教育委員会等により構成）に参画し、基本的人権の擁護啓発事業を推進する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
61	継続	京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画	京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方労務局、京都府、京都府人権擁護委員連合会等により構成）に参画し、構成機関の連携協力による効果的な人権啓発活動を検討のうえ、実施する。	文化市民局	共生社会推進室	教育・啓発
62	継続	企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け	職業選択の自由と就職の機会均等の保障について啓発する。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり
63	継続	企業向け人権啓発講座の開催	企業が様々な視点から人権課題の現状を知り、対応について考え、企業内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続的な成長を支援する。	文化市民局	共生社会推進室	職場づくり
64	継続	インターネットにおける人権施策に係る事業計画書の掲載	京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、具体的な事業計画を市民に発信するため、京都市情報館に、事業計画及び取組実績等を掲載する。	文化市民局	共生社会推進室	進行・評価
65	継続	性の多様性及び性的少数者への理解促進	性の多様性及び性的少数者に関する正しい知識を普及し、社会参加を促進するための様々な取組を行う。啓発リーフレットや講座、パネル展等を通じた理解促進の取組を実施する。	文化市民局	共生社会推進室	LGBT
66	継続	性的少数者の方々の生きづらさ、困難の解消に向けた支援	性的少数者の生活における困難や、人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行う。 LGBTへの理解を深め、応援する「アライ」の方の可視化に取り組むことで、当事者が日常生活の中で抱える不安や生きづらさを解消していくとともに、多様な性の在り方に対する社会の更なる理解促進につなげていく。 パートナーシップ宣誓制度については、府内でも制度を導入する自治体が増えており、市町村の垣根を越えて、当事者の生きづらさの解消に取り組んでいくため、引き続き都市間連携の推進、LGBT施策の連携に努める。	文化市民局	共生社会推進室	LGBT
67	継続	北朝鮮による日本人拉致問題に関する理解促進活動	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関して、国と連携を図りつつ、国民の認識を深めるための啓発を実施（ポスターの掲示、広報誌を活用した周知等）	文化市民局	共生社会推進室	様々な課題
68	継続	コロナ差別に関する啓発	新型コロナウイルスに関連して、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取り扱い、誹謗中傷が社会的な問題となっている。一人一人が感染症を正しく理解し、互いを思いやり、共に乗り越えていこうとする機運を醸成するための啓発の取組を推進する。	文化市民局	共生社会推進室	相談・救済
69	継続	見守りネットワークの構築	高齢者や障害者等の消費者被害を防止し、それぞれが住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、各地域での福祉、消費者行政、その他関係機関で相互に情報交換や連携を図るためのネットワークづくりを推進し、被害予防の周知や被害に遭った方を適切に相談窓口等につなぐ仕組みの構築を図る。	文化市民局	消費生活総合センター	高度情報化
70	継続	京都市民法律相談事業の実施	市民が抱える民事、刑事、労働などの様々な問題に関して、弁護士が専門的な立場から法律相談に応じることにより、問題解決の一助とする。	文化市民局	消費生活総合センター	共通高度情報化
71	継続	高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発	インターネットやスマートフォン等の使い方について、消費者が加害者にも被害者にもならないための正しい知識や危険性等について情報を提供することにより、情報リテラシーの向上やモラルへの理解を促進し、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。	文化市民局	消費生活総合センター	共通高度情報化
72	継続	京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書き込みの法務省への削除要請	インターネット掲示板等における書き込み等について、掲載内容が人権擁護上極めて問題があると判断した場合は、京都府と連名で削除要請を行う。	文化市民局	共生社会推進室	高度情報化
73	改善	人権月間の周知方法	人権月間において、インターネット広告を掲載するなど、人権月間を周知することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。 これまで、紙媒体で市政広報板や区役所、支所等で掲示していたが、インターネットを利用した効率的な周知を図るため、12月の人権月間において、新たにインターネット広告を掲載するなど、人権月間を広く周知することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図っていく。	文化市民局	共生社会推進室	高度情報化
74	継続	講座の開催	多様な人材の活躍等をテーマとした企業向けの講座を開催することで、地域企業における安心して働き続けられる職場づくりを支援する。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
75	継続	京都ブラックバイト対策協議会における取組	京都労働局、京都市、京都府で構成する本協議会において、京都労働局、京都府との連携の下、労働法制の一層の啓発や公的な相談窓口の効果的な周知に努めるなど、学生アルバイトを法定労働条件に満たない劣悪な労働環境で勤務させる等の「ブラックバイト」の根絶に取り組む。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
76	新規	留学生の地域企業就職の促進	「留学生採用イベント」を開催し、地域企業に留学生採用に関する基礎知識や好事例を紹介するセミナーや、留学生に地域企業の魅力を発信する。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
77	継続	京都観光オフィシャルサイトの運営（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信）	外国人向け京都観光ウェブサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報や、「京都観光行動基盤（京都観光モラル）」をはじめ、観光時のエチケットや、緊急時・災害時の対応、衛生対策などを、多言語により情報発信を行う。また、ムスリム観光客など多様な文化や食生活を有する外国人観光客に快適な京都観光をお楽しみいただくため、ベンタリアンやムスリム対応可能な飲食店や宿泊施設等の情報発信を行う。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
78	継続	観光案内標識の整備	国内外の観光客が周辺の観光資源をじっくり歩いて楽しむための多言語表記の観光案内標識の整備に取り組む。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
79	継続	ユニバーサルツーリズムの推進	年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しむことができる京都観光の実現を図る。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
80	継続	多様な文化や食生活を有する観光客の受入環境整備	多様な文化や食生活を有する観光客に快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、ベジタリアンやムスリム対応可能な飲食店や宿泊施設等の情報発信を行う。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
81	継続	観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進	インバウンドの本格的な再開が見込まれる中、京都観光の早期回復につなげるため、受入環境整備に向けた支援を行う。	産業観光局	観光MICE推進室	多文化
82	継続	伝統産業界における後継者確保・技術継承と障害のある方の就労支援・雇用創出を図るべく、京都市伝統連携担い手育成支援事業補助金を交付し、体験会の実施や障害のある方の技術習得等を支援する。	伝統産業界における後継者確保・技術継承と障害のある方の就労支援・雇用創出を図るべく、京都市伝統連携担い手育成支援事業補助金を交付し、体験会の実施や障害のある方の技術習得等を支援する。	産業観光局	クリエイティブ産業振興室	障害のある人
83	継続	地域企業における働き方改革の推進	地域企業が自ら働き方改革の取組状況を自己診断し、その結果を企業の魅力としてウェブサイト上で発信することで担い手の確保につなげる。	産業観光局	産業企画室	職場づくり
84	改善	農福連携に取り組む農林業者支援事業	令和5年度以降は、中規模農家等をターゲットとし、新たに農福連携の営業活動を行い、新京野菜以外の農作物に係る委託業務（農作物の種まき、除草作業、肥料撒き、収穫等）の抽出・新商品の開発支援等を行うことにより、福祉施設と農業者の継続的な関係を構築し、農福連携の自定化及び雇用の創出を図る。また、令和5年度から、農福連携の支援対象者を農林業全体に拡大し、農林業者が、障害福祉サービス等事業所と連携して実施する試行的な取組等を支援することで、農林業者が抱える農福連携への不安を解消しながら、障害のある方の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、高齢化や担い手不足が進む農林業分野における新たな働き手の確保につなげていく。	産観	農林企画課	障害のある人
85	継続	地域における見守り活動促進事業	避難支援等関係者である関係団体等に対して、名簿情報の取扱いに関する協定書を締結のうえ、避難行動要支援者名簿を提供する。 災害時には、何よりも地域の繋がりが大きな力になるものと考えており、避難行動要支援者名簿を活用した日頃からの関係づくりや見守り活動の充実等により、避難行動要支援者への災害時の支援体制の構築につなげる。	保健福祉局	保健福祉総務課	高齢者 障害のある人
86	継続	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	近年 頻発する豪雨災害において、高齢者が被害に遭った事例や、障害者の避難が適切に行われなかった事例があり、災害時の避難を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成促進が重要であることから、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成について、市町村の努力義務とされた。本市では、避難行動要支援者の中でも、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方について、対象者の身体的状況や配慮すべき事項を日頃から把握しているケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得ながら、令和4年度から7年度までにかけて個別避難計画作成に取り組む。その他の避難行動要支援者については、取り組みやすいよう作成したリーフレット等により、本人や家族等による計画作成を勧奨していく。	保健福祉局	保健福祉総務課	高齢者 障害のある人
87	新規	障害者ピアサポート研修事業	障害や疾病の経験を持つ方が、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者のピアサポートを行う取組を推進し、障害者の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安解消を図るため、京都府と連携し、ピアサポートへの理解を促進し、多様なピアサポーターを養成する「障害者ピアサポート研修」を実施する。	保福	障害保健福祉推進室	障害のある人
88	継続	みやこユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人が暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
89	継続	障害を理由とする差別の解消の推進	障害を理由とする差別の解消を推進することを通じて、障害のある人もない人もすべての人が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを実現する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
90	継続	京都市障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者24時間相談体制等構築事業）	障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの利用等様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。（障害者地域生活支援拠点等の整備）	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
91	継続	心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集	障害のある人とない人との相互理解を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
92	継続	補助犬啓発事業	補助犬についての理解・啓発を通じて、視覚・聴覚・肢体障害のある人の日常生活を支援し、社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
93	継続	障害者就労支援推進事業	障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。 また、障害のある人の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある人に対する理解と協働を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
94	継続	障害者虐待防止対策事業	障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協働体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある人や養護者への支援を促進し、障害のある人の権利利益を擁護する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
95	継続	点訳、音訳、手話、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発	①視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 ②平成28年4月1日に「京都市手話言語がつかなく心豊かな共生社会を目指す条例」が施行されたことに伴い、手話に係る普及啓発をより積極的に行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
96	継続	障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実	身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
97	継続	知的障害者専門相談事業	在宅の知的障害のある人の、自主的な社会活動を育成・支援する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
98	継続	障害者相談員設置事業	身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実に努める。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
99	継続	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員等の派遣	聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
100	継続	聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実	ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
101	継続	知的障害者スポーツ大会の開催	障害者スポーツの一層の発展を図ると共に、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
102	継続	天皇盃全国車いす駅伝競走大会の開催	障害のある人の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
103	継続	いきいきハウジングリフォーム事業	重度障害のある人が住み慣れた家ででの生活を暮らしやすくし、また、介護する人の負担を軽くする。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
104	継続	精神科救急医療システム	精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療体制を確保する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
105	継続	自動車改造費助成	身体障害のある人の自立と社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
106	継続	障害者情報バリアフリー化支援事業	障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
107	継続	市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業	社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある人の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
108	継続	こころのサポートふれあい交流サロン運営	精神障害のある方や様々な要因からひきこもっている方を対象に、安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、気軽に利用できる居場所を提供するとともに、相談や外出などの支援を実施する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
109	継続	障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業	障害のある人やその家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等の相談支援を行う。また、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
110	継続	京都市精神保健福祉審議会	医療従事者、学識経験者、社会復帰促進事業従事者で構成される審議会において、本市の精神保健福祉策について意見聴取しながら取組を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
111	継続	精神科病院実地指導	精神科病院に入院中の者について、人権に配慮した適正な医療の提供と処遇の確保が図られているか、市職員が病院へ出向いて実態を把握し、必要に応じて病院へ指導を行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
112	継続	京都市障害者施策推進審議会	障害当事者、その家族、事業者、市民、学識経験者等で構成される審議会において、本市の障害者施策について意見聴取しながら取組を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
113	継続	京都市地域自殺対策推進センター運営事業	保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図り、本市の状況に応じた自殺対策の推進を統括する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	共通 相談・救済
114	継続	重度心身障害者医療費支給事業	重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
115	継続	京都難病相談・支援センター事業	難病患者・家族等の療養上及び生活上での悩みや不安の解消、孤立感や喪失感の軽減を図るとともに、難病患者・家族の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援を推進するため、「京都難病相談・支援センター」を府市共同で設置し、難病患者支援対策を推進する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
116	継続	発達障害者支援センター「かがやき」の運営	発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう支援する。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
117	改善	重度障害者タクシー料金助成事業	重度障害のある人に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 令和5年度は、利便性向上のため、乗車1回当たりのタクシー利用券の使用可能枚数を、現行の2枚から4枚へ見直す。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
118	改善	農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	令和5年度以降は、中規模農家等をターゲットとし、新たに農福連携の営業活動を行い、新京野菜以外の農作物に係る委託業務（農作物の種まき、除草作業、肥料散布、収穫等）の抽出・新商品の開発支援等を行うことにより、福祉施設と農業者の継続的な関係を構築し、農福連携の自動化及び雇用の創出を図る。また、令和5年度から、農福連携の支援対象等を農林業全体に拡大し、農林業者が、障害福祉サービス等事業所と連携して実施する試行的な取組等を支援することで、農林業者が抱える農福連携への不安を解消しながら、障害のある方の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、高齢化や担い手不足が進む農林業分野における新たな働き手の確保につなげていく。	保健福祉局	障害保健福祉推進室	障害のある人
119	継続	高齢者・障害者権利擁護推進事業	認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。市長による後見等開始の申立て及び申立て費用・報酬助成等成年後見制度の利用支援を行う。	保健福祉局	障害保健福祉推進室 介護ケア推進課	高齢者 障害のある人
120	継続	地域リハビリテーション推進事業	障害や疾病があっても、住み慣れたところですこやかに安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉及び生活に関わるあらゆる機関、組織が協力して行う活動のより一層の推進を目指す。	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	障害のある人
121	継続	高次脳機能障害者支援センター	「高次脳機能障害専門相談窓口」として、「京都市高次脳機能障害者支援センター」を設置し、高次脳機能障害のある市民の支援を行う。	保健福祉局	地域リハビリテーション推進センター	障害のある人
122	継続	くらしとこころの総合相談会	自殺の危機に直面している人たちが、精神疾患等の問題だけではなく、経済的問題、雇用問題、家庭問題等、様々な問題を同時に抱えていることを踏まえ、多職種で相談員で相談会を開催する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	相談・救済
123	継続	講演会及びシンポジウムの開催	市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者、自殺に関する問題への理解を深めてもらう。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
124	継続	精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供	精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
125	継続	京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援	①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ②精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
126	継続	精神障害者法律相談	精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
127	継続	精神保健福祉相談事業	市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
128	継続	精神障害者訪問指導事業	各区役所・支所障害保健福祉課の精神保健福祉相談員及び保健師が中心となり、精神に障害のある市民の家庭訪問をして、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行う。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
129	継続	機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行	精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
130	継続	精神保健福祉相談員及び関係職員の研修	各区役所・支所障害保健福祉課等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
131	継続	精神障害者バレーボール京都市大会の開催	精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
132	継続	精神障害者地域移行促進事業	精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して退院できるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援や地域生活を継続するための支援をする。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
133	継続	統合失調症及びうつ病等の市民のための就労支援講座	精神障害者の社会復帰及び就労の促進を図る。	保健福祉局	こころの健康増進センター	障害のある人
134	継続	ホームレスの自立の支援等	個々の状況に応じた丁寧で粘り強い支援に取り組むことにより、ホームレスの自立を支援する。	保健福祉局	生活福祉課	ホームレス
135	継続	再犯防止推進事業	罪を償い社会の一員として再出発しようとする人の社会復帰を促進する取組を行うことにより、やり直すことができる社会と新たな犯罪被害者を生み出さない安心・安全なまちづくりを推進する。	保健福祉局	生活福祉課	更生
136	継続	重度障害老人健康管理費支給制度	重度障害老人の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。	保健福祉局	保険年金課	障害のある人
137	継続	「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布	外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。	保健福祉局	保険年金課	多文化
138	継続	福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行	福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	共通
139	継続	ボランティアに関する各種講座の開催	福祉ボランティアに係る人材を養成する。	保健福祉局	健康長寿企画課	共通
140	継続	～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業	認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
141	継続	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業	認知症サポート医を養成するとともに、かかりつけ医や病院勤務医療従事者に対する認知症対応力向上研修を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
142	継続	認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
143	継続	認知症サポーター活動促進事業	認知症の当事者・家族と認知症サポーターを中心とした支援者を繋ぐためのコーディネーターを配置し、認知症の当事者・家族の社会参加活動（認知症カフェ・居場所等）の支援を行う。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
144	継続	シルバー人材センターへの補助	概ね60歳以上の高齢者に対し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業を提供することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
145	継続	老人クラブへの活動費補助	老人クラブ（すこやかクラブ京都）の多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
146	継続	ねんりんピックへの選手派遣	「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」へ選手団を派遣し、スポーツ・文化交流大会や各種イベントなどへの参加を通じて、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の促進を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
147	継続	老人福祉員設置事業	地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
148	継続	一人暮らし高齢者全戸訪問事業	高齢サポートの専門職員が、専門的な知識や経験に基づく訪問活動を実施することにより、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じて介護サービスの利用、日常的な見守り等の適切な支援に繋げていくとともに、地域のネットワーク構築、高齢サポートの認知度を向上させる。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
149	継続	孤独・孤立対策	孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対し、多様な関係機関や団体、また地域がしっかりと連携しながら、様々な制度や支援施策であたたく包み込み、地域の住民が安心して暮らすことができる社会の実現に取り組む。	保健福祉局	健康長寿企画課	共通
150	改善	民生児童委員活動支援事業	地域福祉を推進する民生児童委員（老人福祉員を含む）が、安心して、安定的・継続的に活動していけるよう、新たに、民生児童委員の活動に必要な知識や技術等の向上を支援し、地域の特性に応じた民生児童委員活動の充実を図るとともに、活動の不安や負担感等の軽減に取り組む。	保福	健康長寿企画課	高齢者 子ども
151	改善	敬老乗車証の交付	交付開始年齢に到達した市民に対して、所得に応じた負担金で年額20万円相当の価値があるフリーパス証を交付する。高齢者の社会参加を支援する施策である敬老乗車証制度について、令和4年10月から、交付開始年齢や負担金の引上げ等、制度の持続可能性を高めるための見直しを実施している。 令和5年10月からは、従前のフリーパス証での敬老乗車証交付に加え、敬老バス回数券を新設するとともに、一部地域にのみ交付している。民営バス敬老乗車証の適用地域を拡大することにより、利用者の選択の幅を広げ、利便性の向上につなげる。	保福	介護ケア推進課	高齢者

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
152	継続	京都市高齢者虐待シェルター確保事業	虐待シェルター確保事業を実施し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
153	継続	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業	言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。	保健福祉局	介護ケア推進課	多文化
154	継続	高齢者虐待防止事業	高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。 高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修を実施する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
155	継続	老人医療費支給事業	高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
156	継続	市民後見人の養成	認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足が見込まれる後見人を確保する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
157	改善	成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進	京都市成年後見支援センターでは、御本人や御家族、御高齢の方や障害のある方の福祉に携わる支援者等からの制度利用に関する相談を受け付けている。 令和5年度から、同センターに、日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を利用する方が、成年後見制度に円滑に移行できるよう支援する利用促進支援員を新たに2名配置する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
158	継続	老人福祉センターの運営	健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供し、高齢者の健康で明るい生活を支援する。	保健福祉局	健康長寿企画課	高齢者
159	継続	老人の日記念行事を通じた取組	広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
160	継続	介護サービスの提供	住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、在宅生活を支えるための居宅系サービスや地域に根差した小規模な施設・居住系サービスを整備し、また、特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活の継続を図るよう、特別養護老人ホームの個室化・ユニットケアを推進する。	保健福祉局	介護ケア推進課	高齢者
161	継続	AIDS文化フォーラムin京都	HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催し、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
162	継続	HIV検査普及週間における啓発体制の確立	HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、広く市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
163	継続	世界エイズデー啓発事業	エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図ることを目的に、HIVやエイズに関する啓発事業を行う。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
164	継続	エイズ相談・カウンセリング体制の確立	感染不安の解消に役立ち、行動変容の機会となる効果的な相談を実施するとともに、HIV陽性者の心理的ケアを目的とする。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
165	継続	エイズ啓発パンフレット作成・配布	エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消することを目的に、啓発資料を作成し学校や施設等に配布する。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
166	継続	「HIV検査」の実施	感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、受検機会の確保を図る。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
167	継続	エイズ専門講師による担当職員研修会	区役所・支所におけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させるため、従事者のスキルアップにつながる研修を実施する。	保健福祉局	医療衛生企画課	感染症
168	継続	ひきこもりの相談窓口一元化等による支援の充実	当事者とその家族に寄り添った息の長い総合的な支援を展開していく。	保健福祉局	健康長寿企画課	子ども
169	継続	「京都はぐくみ憲章」の推進	子どもを健やかに育てるための市民共通の行動規範として平成19年2月に制定した「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の憲章の理念に基づく市民の日常生活に根差した実践行動を促すことにより、家庭、地域、育ち学ぶ施設、企業、行政などのあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指す。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども
170	継続	広報紙「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビウ」の発行	芸術文化・自然科学・ボランティア・スポーツ等、子どもの学び・育ちにつながる催しの企画を促進し、子どもと保護者がさまざまな学習活動や体験活動に触れる機会を提供している。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども
171	継続	京都はぐくみネットワーク	子どもの健全育成に関わる団体をはじめ幅広い分野から129の幹事団体（令和6年5月時点）が参画し、「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念の下、子どもを取り巻く様々な課題の解決のための研修会や情報発信を展開。さらに、13の行政区・地域に組織されている実行委員会が地域に根差した取組や啓発活動等を実施している。	子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室	子ども
172	継続	東山アートのスペース	東山青少年活動センターにおいて、知的障害のある青少年の余暇の充実（創造・創作活動）をはかる。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	障害のある人
173	継続	外国籍市民との交流事業の推進	青少年ボランティアによる、日本語を母語としない人たちへの日本語学習支援と交流を図る。 また、外国にルーツを持つ若者が安心できるような空間を設け、若者のニーズや必要に応じて、適切な関係機関へつなぐ。 また青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	多文化
174	継続	セクシュアルヘルス事業	「セクシュアルヘルス」の観点から青少年の性に関連してHIV/AIDSに関連した啓発活動を行い、正しい理解を促進することにより、感染予防及びHIV/AIDSへの偏見のない社会を目指す。 セクシュアルヘルスへの取組に加えて、レインボーの缶バッジの作成等LGBTQフレンドリーな施設づくりに向けた啓発活動にも取り組んだ。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	感染症

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
175	継続	表現活動へのお誘い〜からだではなそう〜	知的障害のある青少年の余暇活動の充実を目的とする。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	障害のある人
176	継続	子ども・若者総合相談窓口事業	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の相談業務を行う。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
177	継続	子どもはぐくみ室の運営	保健と福祉の垣根を越え、子どもや子育て家庭に関する相談に対する総合相談窓口として、ニーズへの「気づき」、必要な支援への「つなぎ」を行う「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担うことで、一つの窓口にて切れ目のない支援を行うことを目的とする。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
178	継続	地域子育て支援ステーション事業	小学校通学区域を基礎単位とする身近な地域において、保育園（所）及び児童館等を「地域子育て支援ステーション」に指定し、これらの施設の子育てに関する知識や経験等を活用することにより、地域の育児力の向上を図るとともに、関係機関と連携して、児童に対する適切な援助及び子育て中の家庭を支援する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
179	継続	親と子のこころのほっとライン（電話相談事業）	子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、ボランティアが電話相談にあたり、青少年の健全育成を図る。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
180	継続	親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施	子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」では、交流すること、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育んでいくことを目指している。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
181	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業	母子家庭の児童とその母親及び父子家庭の児童とその父親並びに父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給することで、ひとり親家庭等の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。（所得制限あり）	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
182	継続	子ども医療費支給事業	子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう保護者が支払う医療費（健康保険の自己負担額）の一部を支給することで、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 令和5年9月診療分から制度の拡充を実施。3歳以上小学生以下の医療費自己負担額について、月額1,500円から通院は月額200円（1医療機関ごと）、調剤は0円とした。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
183	継続	児童虐待防止に係る広報啓発	児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
184	継続	貧困家庭の子ども・青少年対策の推進	「京都はぐくみ憲章」の理念の下、子ども等が、家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、社会全体で家庭の「子育て力」を高め、子ども等の成長を支えていくために、必要な支援等を行う。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
185	新規	子どもの見守り活動支援事業	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行っている団体が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を開始。子ども食堂等の運営団体が自ら意識して、支援が必要な子どもの気づきの窓口として取り組んでもらうことを目的としており、地域で子どもや家庭を見守る体制の強化につなげる。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
186	改善	ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーについて、多分野・多機関協働により必要な支援につながるよう連携体制を構築し、各分野の既存の施策を組み合わせた支援に取り組んでいるが、ヤングケアラーの抱える要因や背景は様々であり、制度の狭間に陥るケースも想定されるため、制度の狭間にあるヤングケアラー本人の家事・育児の支援を通じてヤングケアラーがいる世帯の負担軽減を図るとともに、対象世帯の課題やニーズ把握することを目的として、新たにヤングケアラー世帯向けの訪問支援事業を一部（2区程度）の行政区でもモデル的に実施する。	保健福祉局 子ども若者はぐくみ局 教育委員会事務局	健康長寿企画課 子ども家庭支援課 指導部生徒指導課	子ども
187	新規	医療的ケア児等地域支援コーディネート事業	医療・福祉分野などに精通する「医療的ケア児等地域支援コーディネーター」の専門家チームにより、支援機関への専門的助言・指導（スーパーバイス）、医療的ケア児等へのコーディネート支援等を行うモデル事業を実施する。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	子ども
188	継続	養育里親の推進を中心とした社会的養育推進事業	何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進、委託後の里親への相談等支援など、里親に対する支援を総合的に推進する。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター 子ども家庭支援課	子ども
189	継続	児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する研修の実施	児童虐待防止等に関する活動の効果的に行うため、教職員、施設職員、民生・児童委員等の関係機関職員を対象として、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう研修を実施する。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
190	継続	「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付	児童虐待に対して迅速かつ確に対応するため、児童虐待に関する通告や相談などを専用電話（ℓ950-1569）及び児童相談所全国共通ダイヤル（189番）により、夜間・休日を含め24時間365日受け付ける。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
191	継続	児童虐待防止ホームページによる情報提供	虐待の未然防止と早期解決を図るため、虐待をしてしまいそう、してしまったと悩む保護者が、インターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自身の問題解決の一助とするとともに、虐待を知った市民の本市への通告方法等についての情報提供を行う。 児童虐待に対して迅速かつ確に対応するため、児童虐待に関する通告や相談などを専用電話（ℓ950-1569）及び児童相談所全国共通ダイヤル（189番）により、夜間・休日を含め24時間365日受け付ける。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
192	継続	児童虐待に関する職員の専門性の向上	虐待ケースの処遇の向上を図るため、児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている虐待家庭の支援等をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
193	継続	児童相談所における支援の推進	児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能充実を図るため、虐待家庭に対する支援に関して家族再統合に向けた取組の一環として、民間団体等が行う心理療法の手法を盛り込んだ保護者支援プログラムの実施や職員の専門性の向上により、児童相談所における保護者支援機能を強化し、取り組む。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
194	継続	子育てサポートプログラム普及推進事業	子どもへの早期の発達支援に役立つペアレント・トレーニングの理論的背景を理解し、その技法を保護者に紹介できる人材を育成することで、地域における発達支援体制の強化を図る。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課	障害のある人
195	継続	「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践	子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
196	継続	障害のある児童の保育の充実	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 障害のある子どもの保育について、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるように保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	障害のある人
197	継続	幅広い地域からの保育所の利用と交流	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 幅広い地域からの保育所の利用を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
198	継続	男女の共生を進める保育の推進	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう、配慮する保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	男女
199	継続	異文化を持つ人との共生を進める保育の推進	自分を大切に感じ、愛されているという自尊感情や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にする心を育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	多文化
200	継続	地域の保護者・児童の自立の支援等	家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
201	継続	地域子育て支援事業の拡充	保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組む。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	子ども
202	継続	子育て学習会・子育て講演会の開催	子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
203	継続	保護者会活動の支援	子どもを慈しみ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような活動を支援する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	教育・啓発
204	継続	保育所に関する外国語パンフレット等のHPへの掲載	本市に在住する外国人の方に、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等に関する情報を効果的に発信する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	多文化
205	継続	保育所職員研修	「子どもの主体性を尊重する保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。	子ども若者はぐくみ局	幼保総合支援室 保育所	推進・研修
206	継続	「こどもみらい館」における事業の推進	乳幼児期における子育ての重要性や知識、情報を発信するとともに、親子の交流の場の提供や子育て相談により育児不安の軽減につなげる。 ・子育て相談（対面相談・健康相談） ・子育て支援事業の開催（井戸端会議等） ・子育て図書館の運営	子ども若者はぐくみ局	子育て支援総合センターこどもみらい館	子ども
207	継続	子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業の充実	地域の子育て家庭を支援する子育て支援活動いきいきセンター「つどいの広場」事業を、令和5年度中に新たに1箇所で開催し、令和6年4月に開所（実施）する。	子ども若者はぐくみ局	育成推進課	子ども
208	継続	児童虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備	児童相談所虐待対応ダイヤル「189」など電話が中心となっている子どもや家庭からの相談について、コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、令和4年度から相談体制を整備し、SNS上で子育てや親子間の悩みことなどの相談を受け付けている。	子ども若者はぐくみ局	児童福祉センター	子ども
209	継続	京都市居住支援協議会	高齢者及び障害者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、居住支援法人、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。	都市計画局 保健福祉局	住宅政策課 介護ケア推進課	高齢者 障害のある人
210	継続	バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進	すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。	都市計画局	建築審査課	障害のある人
211	継続	交通バリアフリーの推進	高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、駅等のバリアフリー化を推進する。	都市計画局	歩くまち京都推進室	障害のある人
212	継続	「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布	市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。	都市計画局	住宅管理課	多文化
213	継続	市営住宅の入居資格の改正（LGBT等性的少数者関連）	「京都市パートナーシップ宣誓制度」を契機として、パートナーシップ宣誓を行った方、市営住宅の入居資格対象者とする制度改正を行い、令和2年9月1日の入居申込から受付を開始している。	都市計画局	住宅管理課	LGBT
214	継続	宿泊施設を対象としたバリアフリー情報の公表の促進	すべての人が自身の身体の状況に応じて利用できる宿泊施設を事前に把握できるように宿泊施設のバリアフリー情報の公表を促す。	都市計画局	建築審査課	障害のある人
215	継続	「人にやさしいまちづくり」の推進	歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。	建設局	道路環境整備課 土木管理課	障害のある人
216	継続	バリアフリーに適応した公園整備の推進	誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。	建設局	みどり政策推進室	障害のある人

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
217	継続	職員研修	研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。	会計室	会計室	推進・研修
218	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	北区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
219	継続	憲法月間における啓発活動	差別と偏見のない、人権が尊重される明るい社会を築くため、憲法月間に啓発活動を実施する。	北区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
220	継続	北区 人権月間事業（人権啓発のラジオ番組の制作及び放送）	ラジオ番組を制作・放送し、区民の人権擁護意識の高揚を図る。	北区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
221	継続	北区こころのキャンパスネットワーク	こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図るため、講演会等を開催する。	北区役所	障害保健福祉課	障害のある人
222	継続	精神保健福祉事業（家族懇談会）	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを図るため、交流会、医師との懇談会等の実施する。	北区役所	障害保健福祉課	障害のある人
223	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	上京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
224	継続	庁舎内における人権コーナー設置	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、区総合庁舎内に人権啓発パネル展示コーナーを設置する。	上京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
225	継続	街頭啓発の実施	街頭啓発を実施し、幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	上京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
226	継続	上京こころのふれあいネットワークイベント	こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざし、関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。	上京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
227	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進するため、在宅の精神障害のある方が保健福祉センターに集い、ミーティング、施設見学等の所内外の活動を行い社会復帰を目指す。	上京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
228	継続	上京区人権研修会	区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、講師を招き、講演していただく研修会を開催する。	上京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
229	継続	市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
230	継続	人権強調月間（8月） 「人権啓発パネル展」	人権尊重の意識を高めてもらうため、幅広い世代に興味を持ってもらえるような啓発物を展示する。（被害をお持ちの方の人権啓発） 京都少年鑑別所・法務少年支援センター京都を学ぶ！パネル展の開催 期間：令和5年8月7日(月)～8月10日(木) 内容：少年非行防止をテーマに、京都少年鑑別所（法務少年支援センター京都）の活動や取組を紹介する「パネル展」を開催。 8日(火)、10日(木)には、少年鑑別所職員による性格検査体験も実施。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	障害のある人
231	継続	人権月間「児童作品展」	左京区内の小学生やその保護者等人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、人権をテーマにした作品を製作してもらい、展示する。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
232	継続	区民ふれあい事業	人権尊重の意識を高めてもらうため、幅広い区民の方々が参加できるふれあい事業の中に人権をテーマにした啓発を織り交ぜ、身近に考えてもらえる機会を提供する。	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
233	改善	左京区「啓発講演会＋施設見学会」（12月）	区内にある人権擁護に関する施設を身近に感じてもらうとともに、その施設に関連する人権の知識を深めてもらうことを事業目的として、京都家庭裁判所や法務少年支援センター等、人権を守るための司法関係機関の施設がある左京区の特色を活かし、区民に施設の意義や目的を周知するとともに、「更生」「再犯防止」等のテーマについて考えてもらう機会とする。 <u>昨年度まではワークショップ形式としていたが、講演会に切り替え、より多くの方に、人権問題について考えてもらう機会を提供した。</u>	左京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
234	継続	左京こころのふれあいネットワークイベント～心ときめき芸術祭～	こころの病がある人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指し、心ときめき芸術祭を実施する。	左京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
235	継続	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、「精神障害者家族懇談会」を実施する。	左京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
236	継続	精神保健事業「地域生活安定化支援事業」	精神に障害のある方を対象に、社会復帰にむけた活動を通じて精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、「地域生活安定化支援事業」を実施する。	左京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
237	継続	左京区要保護児童対策地域協議会	関係機関の円滑な連携を進め、虐待の早期発見・対応につなげる。 区域内の要保護児童等を網羅的に把握することで、事例の放置、支援漏れを防ぐ。	左京区役所	子どもはぐくみ室	子ども
238	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	中京区役所	地域力推進室 総務・防災担当	教育・啓発
239	継続	地域啓発推進協議会による連携充実	中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
240	継続	地域ぐるみによる街頭啓発等の実施	憲法月間や人権月間を機会をとらえ、広く市民に人権の大切さを訴えるため、街頭啓発や啓発品の配布等を実施する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
241	継続	人権啓発作品展	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、人権啓発作品展を実施する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
242	継続	小・中学生による人権啓発書初め展	小・中学生に人権の大切について考える機会を提供するため、小・中学生による人権啓発書初め展を開催する。	中京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
243	継続	こころ・愛・ふれあいネットワーク(中京精神保健ネットワーク事業)	こころの病や障害について区民の方々に理解を深めていただき、地域で必要な支援を住民が正しく認識して、こころの病を持つ方が安心して地域で生活できるまちづくりをめざす。	中京区役所	障害保健福祉課	障害のある人

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
244	継続	精神保健事業「精神障害者家族懇談会」	こころの病や障害のある方の家族を対象に、日々の生活の中での精神的ストレスを和らげるとともに、当事者が活用できる制度について学び機会とする「精神障害者家族懇談会」を実施する。	中京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
245	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	支援者との関係づくり及び当事者同士の仲間づくりにより、精神障害者が地域で孤立することを予防し、地域生活の安定を図る。	中京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
246	継続	中京区人権作品コンクール	人権についての作品を募集し、コンクールを実施する。最優秀賞作品は啓発物品に採用し、区民への啓発に活用する。	中京区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
247	継続	中京区人権研修会	区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる体験教室等を開催する。	中京区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
248	継続	地域の人権啓発活動支援	地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
249	継続	憲法月間東山区人権啓発作品展	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、人権啓発作品展を開催する。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
250	継続	憲法月間啓発のぼりの掲出	市民に人権擁護思想の普及を図るため、憲法月間に啓発のぼりを掲出する。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
251	継続	人権強調月間パネル展	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらうため、パネル展示を開催する。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
252	継続	人権強調月間啓発のぼりの掲出	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらうため、人権強調月間に啓発のぼりを掲出する。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
253	継続	東山区人権研修会	人権について考えるテーマを設定レグループ学習会を開催する。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
254	継続	人権月間啓発	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらうため、憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
255	継続	人権月間啓発のぼりの掲出	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらうため、人権月間に啓発のぼりを掲出する。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
256	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。	東山区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
257	継続	東山区こころのふれあいネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	東山区役所	障害保健福祉課	障害のある人
258	継続	精神障害者家族懇談会	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、精神障害者家族懇談会を実施する。	東山区役所	障害保健福祉課	障害のある人
259	継続	市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	山科区役所	地域力推進室企画担当	教育・啓発
260	継続	山科区HPへ情報を掲載	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	山科区役所	地域力推進室企画担当	教育・啓発
261	新規	「人権啓発パネル展」の開催	ポスター展示により、様々な人権課題についてのパネル展を実施。 ・5月1日（月）～31日（水） 「スポーツと人権」をテーマとしたパネル展を開催（@山科区役所2階エレベーター前スペース） ・12月7日（木）～26日（火） 「インターネットと人権」をテーマとしたパネル展を開催（@アートロード樹辻）	山科区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
262	継続	山科区人権啓発研修会	広く山科区民の方に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、人権に関する気づきを提供する機会を設けることを目的として実施する。講演と映画鑑賞を組み合わせた「人権啓発研修会」を実施する。	山科区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
263	継続	「人権啓発ポスター展」の開催	作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、アートロードなぎつじに展示する。	山科区役所	地域力推進室まちづくり推進担当	教育・啓発
264	継続	山科こころのふれあいネットワーク（山科こころの健康を考える会）	こころの病を持つ人について理解を深め、地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。	山科区役所	障害保健福祉課	障害のある人
265	継続	精神保健事業（精神障害者地域生活安定化支援事業）	地域から孤立しがちな精神障害のある方が、個別相談や当事者同士のつながりをもつことで、地域生活の安定をはかる。 コミュニケーションの場をもち、レクリエーションや運動に取り組むことを目的として、プログラムを実施する。	山科区役所	障害保健福祉課	障害のある人
266	継続	精神保健事業（精神障害者家族懇談会）	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 懇談会を行い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。	山科区役所	障害保健福祉課	障害のある人
267	継続	やましな新聞屋さん見守りネットワーク事業	認知症等の見守りや支援を必要とする高齢者だけでなく、地域で生活する高齢者に対して、突然の体調不良等の異変を速やかに察知し対応することにより、引き続き地域で安心・安全に暮らしていただけるように、地域力による見守りネットワークに加え、新聞販売所によるネットワークを重層的に整備した、高齢者支援のネットワークを構築し、運用する。	山科区役所	健康長寿推進課	高齢者
268	継続	庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載	幅広い区民の方の人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	下京区役所	地域力推進室企画担当	教育・啓発
269	継続	下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載	広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	下京区役所	地域力推進室企画担当	教育・啓発
270	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	下京区役所	地域力推進室企画担当	教育・啓発

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
271	継続	人権パネル展	パネル展を通じて、人権について身近に考え関心を高める機会を提供する。	下京区役所	地域力推進室 事業担当	教育・啓発
272	継続	区民ふれあい事業	区民が多数集う区民ふれあい事業を人権への関心を高める機会と捉え、関係団体等へ協力を依頼し啓発活動等を実施する。	下京区役所	地域力推進室 事業担当	教育・啓発
273	継続	人権月間事業	人権月間において、区民や事業者等を対象に人権をテーマとした研修会を開催し、人権への認識を深める。	下京区役所	地域力推進室 事業担当	教育・啓発
274	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。	下京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
275	継続	下京こころのふれあいネットワーク事業	地域と保健医療福祉関係団体、関係行政機関等が協力し、こころの病について、正しい知識と認識を深めるための啓発活動等を通じこころの病がある人への理解を深め、障害のある人もない人も互いに尊重し助け合うまちづくりを目指す。	下京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
276	継続	精神保健福祉事業 ＜家族懇談会＞	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	下京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
277	継続	南区人権映画鑑賞会	人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした映画鑑賞会を推進する。	南区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
278	継続	人権パネル展の開催	幅広い区民の方々に人権について身近に考えてもらう機会を提供するため、人権パネル展を開催する。	南区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
279	継続	「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施	区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。	南区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
280	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載（人権に関する啓発活動）	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	南区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
281	継続	南区こころのふれあいネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	南区役所	障害保健福祉課	障害のある人
282	継続	精神保健事業[家族懇談会]	精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。	南区役所	障害保健福祉課	障害のある人
283	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	右京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
284	継続	憲法月間、人権強調月間、人権月間人権啓発	現代社会が抱える様々な人権問題について、広く親しみやすい映像の公開を通じて人権意識の底上げを行う。また、今年度実施する右京人権啓発事業「はーとふるシアター」の取組みを周知し、人権意識を高揚する機会とする。	右京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
285	継続	「はーとふるシアター」の実施	映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民が主体となった広く親しみやすい映像制作により、人権意識の高揚を図る。また制作作品を収録したDVDの学校等への配布や、きょうと動画情報館を通じインターネットでの公開を行い、区民一人一人が人権問題を再考するきっかけとすることを目的として実施する。	右京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
286	継続	小学生・中学生による人権ポスター展	各月間に併せて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解いただくため、人権ポスター展を実施する。	右京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
287	継続	右京こころのふれあいネットワーク	こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。	右京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
288	継続	精神保健事業〔家族懇談会〕	精神に障害のある方のご家族等を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。	右京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
289	継続	市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。	西京区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
290	継続	こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク事業）	こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、既存の事業に参画する。 また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。 ・講演会、作品展等のイベント年1回実施予定 ・関係団体会議 ・通信の発行（年1回） ・区民ふれあいまつり及び健康ひろばにおいて関係するパンフレット等の配架	西京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
291	継続	精神障害者家族懇談会	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。	西京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
292	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	回復途上にある在宅の精神障害のある方の病状悪化や地域からの孤立を未然に防止し地域での安定を図るため、所内外の活動を行っている。	西京区役所	障害保健福祉課	障害のある人
293	継続	人権月間「小・中学生合同作品展」の開催	小・中学生に、人権をテーマとした絵画、書道の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	西京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
294	継続	人権月間「西京区民映画のつどい」の開催	だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、人権をテーマとした作品をバリアフリー上映することで、人権に対する意識やバリアフリーへの理解を深める。	西京区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
295	継続	人権月間「小・中学生合同作品展」の開催	小・中学生に、人権をテーマとした絵画、書道の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。	洛西支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
296	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	洛西支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
297	継続	精神障害者家族懇談会	精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。	洛西支所	障害保健福祉課	障害のある人
298	継続	こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク）	こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。	洛西支所	障害保健福祉課	障害のある人
299	継続	西京区民映画のつどいの開催	5月の憲法月間に合わせて、年齢や性差、障害の有無に関わらず、全ての区民がお互いの人権を尊重し合い、いきいきとした暮らしが息づくまちづくりを進めることを目標とする。 重点的な取組として、日本国憲法の三原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義等を考える機会を提供する人権をテーマとした映画上映会等を実施する。	洛西支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
300	継続	精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」	回復途上にある在宅の精神障害のある方の病状悪化や地域からの孤立を未然に防止し、地域での安定を図るため、所内外の活動を行っている。	洛西支所	障害保健福祉課	障害のある人
301	継続	市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載	市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図るため、市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に併せて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。	伏見区役所	地域力推進室 企画担当	教育・啓発
302	継続	伏見区人権月間事業	人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深めるため、学習会や講演会を実施。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
303	継続	ふしみ人権の集い	幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
304	継続	小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催	製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々が、絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供するため、小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催する。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
305	継続	ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行	ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、広報機関誌「いーくある」を発行	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
306	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
307	継続	伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座	区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
308	継続	区役所等における人権パネル展の開催	来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供するため、人権パネル展を開催する。	伏見区役所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
309	継続	伏見区こころのネットワーク事業（伏見区こころの健康推進実行委員会）	区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	伏見区役所	障害保健福祉課	障害のある人
310	継続	家族懇談会	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的として、家族懇談会を実施する。	伏見区役所	障害保健福祉課	障害のある人
311	継続	区役所等における人権パネル展の開催（市民啓発活動の取組）	人権パネル展を開催し、広く市民に人権の大切さを訴える。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
312	継続	伏見区人権月間事業（ふしみ人権の集い学習会）	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、人権に関する学習会を開催し、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供するため、学習会を開催する。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
313	継続	小・中学生の絵画、ポスター展	小・中学生の絵画、ポスター展を開催し、製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供するため、小・中学生の絵画、ポスター展を実施する。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
314	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	深草支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済
315	継続	精神保健事業（精神障害者家族懇談会）	精神障害のある方とその家族が地域で安心して生活できるように、精神障害者の家族に対し、精神疾患や障害、精神医療、福祉施策に関する学習会や情報交換、交流会等を行い、その知識や経験を基に家族同士の交流と相互協力を図る。	深草支所	障害保健福祉課	障害のある人
316	継続	精神保健事業（地域懇談会）	精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。	深草支所	障害保健福祉課	障害のある人
317	継続	伏見区憲法月間事業	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供するため、書道展を実施する。 ※伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
318	継続	伏見区人権月間事業	人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供するため、絵画ポスター標語展を実施する。 ※伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	教育・啓発
319	継続	区民ふれあい相談コーナーの開設	弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。	醍醐支所	地域力推進室 まちづくり推進担当	相談・救済

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
320	継続	精神保健福祉事業 [精神障害者家族懇談会]	精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持するため、精神障害者家族懇談会を実施する。	醍醐支所	障害保健福祉課	障害のある人
321	継続	本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化	誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。	市会事務局	総務課	障害のある人
322	継続	職員研修	職員の人権問題に対する理解と認識をより一層深め、人権意識の高揚を図る。	市会事務局	総務課	推進・研修
323	継続	点字請願、陳情の受付	全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。	市会事務局	議事課	障害のある人
324	継続	市会だよりの点字版、拡大版、音声版の発行	全ての市民に開かれた市会の推進に向け、視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。	市会事務局	調査課	障害のある人
325	継続	インターネットによる情報発信	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	市会事務局	調査課	多文化 障害のある人
326	継続	リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	市会事務局	調査課	多文化
327	継続	インターネット議会中継における手話通訳の実施	全ての市民に開かれた市会の推進を図る。	市会事務局	調査課	障害のある人
328	継続	投票しやすい環境の整備	投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	多文化 障害のある人
329	継続	職員研修	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	監査事務局	監査事務局	推進・研修
330	継続	障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施	障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人にとって暮らしやすい社会の実現を図る。	人事委員会事務局	人事委員会事務局	障害のある人
331	継続	市民からの電話を通じた情報提供	市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等に適切に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。	消防局	総務課	相談・救済
332	継続	京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導	高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。	消防局	総務課	高齢者
333	継続	市民防災センターにおける防災体験	災害の疑似体験を通じて、子どもや高齢者を含む来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。	消防局	総務課	子ども 高齢者
334	継続	ジュニア消防団	青少年に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
335	継続	消防団員を対象とする研修会	消防団員の人権意識の高揚を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	教育・啓発
336	継続	パワーハラスメント防止に向けた職場教育の実施	コンプライアンス推進月間等において、パワーハラスメント防止に向けた職員教育を実施する。	消防局	人事課	推進・研修
337	継続	外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災指導の実施	京の宿泊所防火講習会や事業所マニュアル訓練において、宿泊施設の経営者や管理者などに対して、外国人観光客等に配慮した防火・防災対策の指導を行う。	消防局	予防課	多文化
338	継続	外国人居住者等に対する本市の火災予防、自然災害対策の周知強化	外国人居住者等に対して、広報媒体等を活用した火災予防、自然災害対策に関する啓発や防火防災訓練を行い、災害発生時の被害軽減を図る。	消防局	予防課 消防団・自主防災推進室	多文化
339	継続	ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導	平成6年1月に「視覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。	消防局	指導課	障害のある人
340	継続	防火安全指導の実施	職員が、在宅避難困難者宅（避難行動要支援者宅）へ定期的に訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、その人の障害特性や医療情報、緊急時・災害時の対処方法、緊急連絡先などをカードに記載し、身に付けることで、困った時に、周囲の人や救急隊などから、必要な支援を受けやすくなる京都市版ヘルプカードを配付する。	消防局	予防課	高齢者 障害のある人
341	継続	熱中症対策指導の実施	無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。	消防局	予防課 救急課	高齢者 障害のある人
342	継続	防火防災教育訓練の実施	女性、子ども、高齢者等を含む市民全てを対象に、各地域において、消火実験会や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。	消防局	消防団・自主防災推進室	共通
343	継続	防災行動マニュアルの運用支援	災害時は、自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから、地域の実情や被害想定を踏まえ、平常時の備えや災害発生時の安否確認方法、避難行動等について事前に計画した防災行動マニュアルを策定している。当該マニュアルは、自主防災会役員、自主防災部長の行動を具体的に記載しており、自主防災会において適切に運用されるように必要な支援や見直しを行うよう指導し、学区全体での災害対応力の向上を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	共通
344	継続	地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築	在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。	消防局	予防課	高齢者
345	継続	安心アドバイザー研修の実施	ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火等のアドバイス等が出来る知識及び技術を備えるための研修の実施。	消防局	予防課	高齢者
346	継続	防火防災紙芝居等を活用した幼児への防災教育の実施	紙芝居等を通じて楽しく安全行動（地震及び火災に対する退避行動等）を習得させる。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
347	継続	防火防災リーフレットを活用した幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発	幼児及びその保護者、また、小学校低学年（１、２年生）向けの防火防災リーフレットを作成し、各区役所保健福祉センターを通じて配付するほか、幼児・小学校低学年を対象とした防火防災行事で活用し、火災予防対策、地震等の災害対策を普及啓発する。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
348	継続	防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施	年代別防災指導カリキュラムに基づく教材として、小学校３～６年生を対象とした防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を作成し、各小学校を通じて３年生に配布するほか、消防署見学などの防火防災に関する授業や訓練等で活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災思想を高める。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
349	継続	消防の図画の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発	消防の図画募集を通じて、児童等とはもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深めるとともに、入賞者に対する表彰式や展示会を通じて、防火防災意識の高揚を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
350	継続	ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載	幼少年向け等に作成した広報媒体（防火防災紙芝居、みんなの消防・防災探検、消防の図画作品集、防火防災リーフレット等）をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
351	継続	NET119緊急通報システムの実施	京都市内に居住・通学をされている聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するためにスマートフォン等のWeb機能（インターネット機能）等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。概要を説明したリーフレット等を活用し、登録勧奨を行う。	消防局	予防課	障害のある人
352	継続	緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業	緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる仕組み。周知用リーフレットを活用し、防火安全指導等を通じて、設置勧奨を行う。	消防局	予防課	高齢者 障害のある人
353	継続	消防ファクシミリの運用	聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。防火安全指導等を通じて、制度の周知を図るとともに、登録内容等の変更等の確認を行う。	消防局	予防課	障害のある人
354	継続	4箇国語版 防火防災パンフレットの配付	英語、中国語、韓国・朝鮮語、やさしい日本語で記載した防火防災パンフレットを作成し、外国人が利用する施設や各消防署で実施する防火防災事業等で活用することで、本市に在住する外国籍の方に災害に対応できる知識と技能を身に付けてもらう。	消防局	予防課	多文化
355	継続	4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載	緊急時の通報要領を記載した4箇国語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語）の通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。	消防局	予防課	多文化
356	継続	筆談具の設置	聴覚に障がいのある方などとのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談具を設置し、来庁時や防火安全指導時等に活用する。	消防局	予防課	障害のある人
357	継続	住宅用火災警報器取付支援等の実施	新築住宅への設置義務化から10年以上が経過する住宅用火災警報器の適切な本体交換等を進めるため、自ら取付・交換のできない方に対して取付等の支援を実施するもの。	消防局	予防課	高齢者 障害のある人
358	継続	年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施	幼年期から青年期までの発達段階及び学習段階に応じて身に付けておくべき防災に関する知識及び技能について、「年代別防災指導カリキュラム（正式版）」を活用した指導を行い、将来の地域防災の担い手として長期的なつくりを推進するもの。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
359	継続	「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施	日本語による会話が困難な外国人観光客や留学生等に対して、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、119番通報時や災害現場での対応を円滑に行う。	消防局	情報指令課	多文化
360	継続	多言語対応救急活動現場シートの運用	英、中国（簡体字・繁体字）、ハングル、ドイツ、イタリア、フランス、スペインの8言語に対応した救急現場活動シートを用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。	消防局	救急課	多文化
361	継続	救急活動記録書の遺族への提供	本事業は、救急搬送された傷病者が死亡された場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供するもの。	消防局	救急課	共通
362	継続	多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用	15言語に対応した救急対応定型機能付き自動音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を詳細に把握する。	消防局	救急課	多文化
363	継続	福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の活用	福祉関係機関等が救急要請した際に、傷病者の必要な情報等を記載する「情報連絡シート」を活用し、救急要請した施設、救急隊及び医療機関の間で迅速・確実に情報共通させ、迅速な救急活動を実施する。	消防局	救急課	高齢者
364	継続	障害者福祉講座の実施	障害のある人の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。	消防局	教育管理課	推進・研修
365	継続	手話講座の実施	聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。	消防局	教育管理課	推進・研修
366	継続	階層別研修、担当業務別研修	消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。	消防局	教育管理課	推進・研修
367	継続	職場研修	職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。	消防局	教育管理課	推進・研修
368	継続	外部講師による人権講座の開催	人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。	消防局	教育管理課	推進・研修
369	継続	人権研修推進者の養成	職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。	消防局	教育管理課	推進・研修
370	継続	人権研修推進者等による研修内容等の検討	人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。	消防局	教育管理課	推進・研修
371	継続	ホームページ上へのAEDマップの公開	市民の方々と観光客に対して、あらかじめ市内のAED設置場所を知っていただき、AEDを使用した応急手当を速やかに行っていたくことにより救命率の向上を図る。	消防局	教育管理課	共通

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
372	継続	安心救急ステーション事業における外国人対応	商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事案が発生した際の119番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第1走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。	消防局	教育管理課	多文化
373	継続	救命入門コース	小学5、6年生を対象に、胸骨圧迫とAEDの実技を中心とした短時間講習（90分又は45分）を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。	消防局	教育管理課	子ども
374	継続	普通救命講習Ⅲ	学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習（心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法）の受講を推進する。	消防局	教育管理課	子ども
375	継続	幼年消防クラブ	幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。	消防局	消防団・自主防災推進室	子ども
376	継続	未就学児とその保護者に対する防火等の指導	未就学児が火災や家庭内事故から守るため、幼稚園や保育園における防火防災指導、消防署見学の実施、火災や家庭事故防止のためのリーフレット作成等に取り組む。	消防局	予防課 消防団・自主防災推進室	子ども
377	継続	所属・職場研修	「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員がお互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。	交通局	各課	推進・研修
378	継続	人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出	バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等に人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。	交通局	各事業所	教育・啓発
379	継続	職場活性化専門委員会	市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、職場活性化専門委員会が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。	交通局	研修所	推進・研修
380	継続	啓発ポスターの作成及び掲出	市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。	交通局	研修所	教育・啓発
381	継続	街頭人権啓発活動の実施	地下鉄の利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気付き、人権意識の向上を図る。	交通局	研修所	教育・啓発
382	継続	市バス車内への人権啓発絵画の展示	市バスの利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気付き、人権意識の向上を図る。	交通局	研修所	教育・啓発
383	継続	局職員に対する人権問題啓発講座	基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。	交通局	研修所	推進・研修
384	継続	階層別職員研修	公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、服務の厳正を守る意識を高める。	交通局	研修所	推進・研修
385	継続	参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施	人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加・体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。	交通局	研修所	推進・研修
386	継続	「交通サポートマネージャー」の養成	お客様に安心して御利用いただけるよう、高齢の方や障害のある方への接遇・介助の基本を習得した「交通サポートマネージャー」の資格を有するバス運転士や駅係員を養成する。	交通局	研修所	推進・研修
387	継続	市バスにおける多言語による案内	外国人観光客などのお客様に市バスを快適にご利用いただくことを目指す。	交通局	自動車部	多文化
388	継続	地下鉄全駅に「子ども110番の駅」の設置	子どもを犯罪などの危険から守る。	交通局	高速運輸課	子ども
389	継続	ノンステップバスの充実	車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。	交通局	技術課	障害のある人
390	継続	地下鉄における多言語などによる案内	外国人観光客などのお客様に地下鉄を快適にご利用いただくことを目指す。	交通局	高速鉄道部	多文化
391	継続	地下鉄駅施設の整備	地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。	交通局	技術監理課 電気課	障害のある人
392	継続	職場研修の推進	職員一人一人が人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の実施を推進する。	上下水道局	各課・事業所	推進・研修
393	継続	庁内誌への啓発標語の掲載	職員の人権意識の高揚を図るため、職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載する。	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
394	継続	各種会議等による局内連携の充実	人権行政主任・副主任会議、調整推進会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等の開催	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
395	継続	職員研修	局内研修として、「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】憲法月間講座 日時：5月、内容：講演（講演内容未定） 人権月間講座 日時：12月、内容：講演（講演内容未定）	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
396	継続	人権研修等に関する資料の提供	職場における人権研修を推進するため、教材としてDVDを貸し出す。	上下水道局	企業力向上推進室	推進・研修
397	継続	コミュニケーションボードの設置	外国人のお客様や障害のあるお客様などの窓口対応における意思疎通の円滑化を図るため、上下水道局営業所の窓口における主な対応の内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを製作し、各営業所及びお客様窓口サービスコーナーに配備する。	上下水道局	お客様サービス推進室	多文化 障害のある人
398	継続	聴覚障害者への窓口対応支援事業	上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客様サービス窓口コーナー、営業所、水道管路管理センター及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに、外勤職員が筆談用具を携帯する。	上下水道局	お客様サービス推進室	障害のある人

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
399	継続	水道使用量のお知らせ等に関する音声コード付き文書による通知サービス	小さな文字が見えにくいお客さまにもご使用量やご請求金額等の情報をお伝えできるよう、「水道使用量のお知らせ」「領収済通知書」「水道料金・下水道使用料納入通知書」の内容を音声で読み上げるコード付き文書を希望者に送付する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	高齢者 障害のある人 多文化
400	継続	お客さま対応研修	① 手話言語の理解を深める研修を行い、営業所職員、点検事務委託先職員及び京都市上下水道サービス協会職員を対象に京都市聴覚言語障害センター職員から講義を受ける。 ② 高齢及び認知症のお客さまへの対応に関する研修の実施。営業所職員、点検事務委託先職員及び京都市上下水道サービス協会職員を対象に、京都市地域包括支援センターの職員から講義を受ける。【R5年度は、①②どちらかの研修を実施予定】	上下水道局	お客さまサービス推進室	推進・研修
401	継続	外国人のお客さまに対するサービス向上	英語版記入例（給水申込書、口座振替依頼書及びクレジットカード継続払申込書）を作成し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備し、ホームページにも掲載する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	多文化
402	継続	多言語電話通訳サービスの活用	多言語におけるトラブルを回避し、丁寧で的確な外国人のお客さま対応をしていく。（電話対応：3地点通訳）外国人のお客さまから電話を受けた際に、多言語電話通訳の委託業者に追加で架電し、お客さま、職員、通訳者3人が同時に会話をを行う。（窓口及び現場対応：2地点通訳）お客さまと対面して対応中に多言語電話通訳の委託業者に架電し、電話機のスピーカー機能等を活用して、お客さま、職員、通訳者3人が会話をを行う。	上下水道局	お客さまサービス推進室	多文化
403	継続	水道使用量のお知らせ等点字サービス	目の不自由なお客さまにもご使用量やご請求金額等の情報をお伝えできるよう、「水道使用量のお知らせ」「領収済通知書」「水道料金・下水道使用料納入通知書」の内容を点字化し、希望者に送付する。	上下水道局	お客さまサービス推進室	障害のある人
404	継続	人権研修の実施	所属職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促すため、年度当初に職場研修の実施計画を策定し、年間を通じて、職員の人権意識の高揚に向けた研修を実施する。	教育委員会事務局	総務課	推進・研修
405	継続	留学生による学校活動支援事業	京都市立小・中学校において、留学生の活躍の場を拡大・充実するとともに、より一層の国際理解教育の推進を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	多文化
406	継続	地域読み書き教室支援事業	小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、その習得を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	障害のある人
407	継続	「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進	本市の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき、各校で人権教育の一層の充実を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	教育・啓発
408	継続	男女平等に関わる課題に関する学習等の推進	学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。	教育委員会事務局	学校指導課	男女
409	継続	同和問題に関わる課題に関する学習等の推進	児童生徒の人権意識の高揚を目指し、人権尊重を基盤とした社会の実現を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	同和問題
410	継続	外国人・外国籍市民等に関わる課題に関する学習等の推進	すべての子どもたちに、民族や国籍の違いや文化伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う外国人教育の取組を進めることにより、多文化共生社会の実現を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	多文化
411	継続	帰国・外国人児童生徒等に対する支援	市立小中学校に在籍する、外国にルーツをもつ児童生徒等に対し、適切な日本語指導や母語による適応支援、アイデンティティを保持する取組等を実施することにより、学力を保障し、進路の実現を図る。	教育委員会事務局	学校指導課	多文化
412	継続	高齢者との交流等の推進	長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えてつながりを持ち、支え合う意識の共有を図ることを目的とする。	教育委員会事務局	学校指導課	高齢者
413	継続	人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議）	人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。	教育委員会事務局 文化市民局	学校指導課 共生社会推進室	教育・啓発
414	継続	総合育成支援教育の推進	インクルーシブ教育の理念に基づき総合的な支援体制の構築と、一人一人のニーズに応じた教育の推進。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害のある人
415	継続	障害のある生徒の就労支援	障害のある生徒の自立と社会参加を目指し、企業や労働・福祉関係機関とともに進路開拓・雇用促進、職場定着を図る。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害のある人
416	継続	特別支援教育の理解促進	地域の一員として当たり前で生活していける社会の実現を目指し、障害のある子どもたちの市民の理解・認識を深める。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害のある人
417	継続	障害のある市民の生涯学習事業	障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。	教育委員会事務局	総合育成支援課	障害のある人
418	継続	「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進	いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図り、子どもが豊かな心と規範意識を育むための取組を推進する。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども
419	継続	児童虐待に関する研修の実施	関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども
420	継続	心の居場所づくり推進事業	子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整えるため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置や「こども相談24時間ホットライン」の運営等に取り組む。	教育委員会事務局	生徒指導課	子ども
421	継続	携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策の推進	スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、子どもたちが自身でこれらを正しく活用できる力を育成するとともに、子どもと保護者など大人が課題意識を共有し、共に行動することを促すため、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進する。	教育委員会事務局	学校事務支援室 生徒指導課 生涯学習部 学校地域協働推進担当	子ども
422	継続	健康教育の推進	子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。	教育委員会事務局	体育健康教育室	教育・啓発

「令和5年度取組実績（全事業）」

（別紙）

No.	分類	事業名	事業概要	局区名	担当課	該当事業
423	継続	学校における性に関する指導・エイズ教育の推進	子どもたちに性に関する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、性犯罪・性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の実践をはじめ、生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、適切な意思決定や行動選択ができるようにするための「性に関する指導」やエイズ教育を推進する。	教育委員会事務局	体育健康教育室	感染症
424	継続	生涯学習アドバイザー制度	地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育関係団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。	教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習推進担当	教育・啓発
425	継続	温もりの電話相談員の養成	京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。	教育委員会事務局	生涯学習部 生涯学習推進担当	子ども
426	継続	各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催	「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切にすることの家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。	教育委員会事務局	生涯学習部 学校地域協働推進担当	教育・啓発
427	継続	人権月間におけるオンライン人権学習会	市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。	教育委員会事務局	生涯学習部 学校地域協働推進担当	教育・啓発
428	継続	「アスニー特別講演会」の開催	市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指し、人権問題を含め多様なテーマについての講演会を実施している。	教育委員会事務局	生涯学習部 施設運営担当（生涯学習総合センター中央事業館）	教育・啓発
429	継続	人権啓発映画の貸出し	あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、人権啓発映画を含めた教材を無料で貸出ししている。	教育委員会事務局	生涯学習部 施設運営担当（生涯学習総合センター中央事業館）	推進・研修
430	継続	「アスニー山科講演会」の開催	講演会を通じて、市民の方の人権意識を始めとした教養を高める。	教育委員会事務局	生涯学習部 施設運営担当（生涯学習総合センター山科）	教育・啓発
431	継続	人権問題関連図書の展示と貸出し	市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。	教育委員会事務局	生涯学習部 施設運営担当（各図書館）	教育・啓発
432	継続	教職員研修（教職員の課題別・経験年次別研修）	学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質能力の向上を図る。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
433	継続	校・園内研修の実施	自校・園における人権教育の確立・推進を図る。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
434	継続	教職員の教育研究団体研修への支援	学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
435	継続	教育研究資料・教育関係図書の充実	本市教職員及び市民等を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。	教育委員会事務局	総合教育センター	推進・研修
436	継続	「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業	中学校が授業の一環として、生徒それぞれの興味や関心に応じた様々な職業体験や勤労体験に取り組み「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し高齢者福祉施設等での体験活動を通して、他人への思いやりの心や主体性の育成を目的とする。	教育委員会事務局	京都まなびの街生き方探究館	教育・啓発
437	継続	教育相談総合センターでの教育相談	子どもに関する様々な悩みに対して専門的な相談窓口を設け、保護者の子育てを支援するとともに子どもの健やかな成長を促す。 (1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係、性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じる。 (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりについて相談に応じる。	教育委員会事務局	教育相談総合センター	子ども
438	継続	不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり	不登校児童生徒の健やかな成長に向け、学習や社会性育成の場を設ける。	教育委員会事務局	教育相談総合センター	子ども
439	継続	常設展示の充実	広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による特別支援教育への熱意と工夫を伝える。	教育委員会事務局	学校歴史博物館	教育・啓発
440	継続	学校・教育現場におけるLGBT等性的少数者への理解促進	「学校における人権教育をすすめるにあたって」に基づくLGBT等性的少数者に関わる課題に関する学習等を推進する。 教職員がLGBT等についての正しい知識を有していることを子どもたちに発信したり、受容する姿勢を態度で示したりするなど、子どもが相談しやすい環境づくりに努めるとともに、相談があった場合には子どもや保護者の心情等に配慮した組織的な対応を行う。	教育委員会事務局	学校指導課	LGBT
441	改善	小・中学校のバリアフリー化の推進	学校施設は、子どもの学習・生活の場であり、地域の活動拠点・避難所でもあることから、バリアフリー環境の向上に向けた一層の整備を行う。 令和2年度のバリアフリー法改正に伴い、文部科学省が小・中学校のバリアフリー整備目標※（目標期限：令和7年度末）を同年度に設定したことを受け、子どもの学習・生活の場、地域の活動拠点・避難所としてのバリアフリー環境の向上に向けた取組に令和3年度から着手したところであるが、一層の整備を図るもの。 【段差解消整備】 校舎・体育館の出入口から同階の教室等までの間に段差がある小・中学校について、スロープ等による段差解消を進めたことで、学校内の円滑な移動が可能となった。 【エレベーター整備】 階段昇降機が使用できないなど、階段による上下階の移動が著しく困難な要配慮児童生徒等が在籍する（在籍予定を含む）学校について、E.V整備に向けた設計及び基本計画を実施した。	教育	教育環境整備室	障害のある人